

# 空き家バンク登録物件を改修する 買主・借主・貸主の方

## 改修経費の最大 **100**万円 1/2以内

### 珠洲市空き家改修費補助金

#### 対象者

空き家バンク登録物件を改修する買主・借主・貸主の方  
かつ、下記の要件全てに当てはまる方

- |    |   |
|----|---|
| 共通 | <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 20歳以上であること</li><li>✓ 対象物件の売買契約日又は賃貸借契約日から3年以内であること</li><li>✓ 対象物件の売買/賃貸借の契約相手が3親等以内の親族でないこと</li><li>✓ 対象物件の購入又は改修に関して他の補助等を受けていないこと</li><li>✓ 市税等を滞納していないこと</li></ul> |
| 買主 | <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 本市に住所を有する者又は本市に転入する意思があること</li></ul>  |
| 借主 | <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 対象物件に、交付日から<b>5年以上定住</b>する意思があること</li></ul>   |
| 貸主 | <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 対象物件を交付日から<b>1年以上U・Iターン世帯に賃貸</b>すること</li><li>✓ 対象物件の<b>空き家バンク登録</b>を交付日から<b>5年以上継続</b>する意思があること</li></ul>   |



途中で全ての要件を満たさなくなった場合、**交付決定の取消し**又は**補助金の返還**の可能性があります。

#### 補助金額

改修経費の**1/2以内**、最大**100**万円  
(千円未満の端数は切り捨て)

#### 対象改修内容

#### 住宅としての機能向上のために行う改修

台所、浴室、便所、洗面所、給湯、換気に係る設備  
床、内壁、天井、建具、柱、梁、階段、屋根、外壁、ベランダ、雨どい等  
冷暖房、照明、収納に係る設備（埋め込み型）  
電気、通信に係る設備、住宅用発電設備（太陽光発電等）  
上水道、下水道、合併処理浄化槽に係る設備  
井戸の設置又は改修（上水道未整備地域に限る）  
改修に伴う不要物の運搬及び廃棄、クリーニング、防蟻処理及び害虫駆除

申請方法は裏面へ

**×**  
対象外

冷暖房、照明、収納に係る設備（後付け型）の設置又は改修  
家庭用電化製品、家具の設置  
店舗、事務所、宿泊施設、工場等の事業用の改修

**!** 施工業者は**市内に本店・支店等を有する法人及び個人事業主**に限ります。

補助金の申請・移住定住全般に関するお問合せはこちら！

すず里山里海移住フロント（事務局：珠洲市企画財政課）  
☎ 0768-82-7726 ✉ iju@city.suzu.lg.jp

珠洲発・暮らしのウェブマガジン

すつとすつと

<https://sutto-zutto.com/>



事前相談

できるだけ事前にご相談ください。  
着工予定の1ヶ月前までをおすすめします。

申請書の提出

提出書類

- 交付申請書★
- 3親等以内の親族に関する情報
- 誓約書★
- (貸主)申請者の住民票の写し
- 納税証明書
- (借主)承諾書の写し★
- 入居者全員分の住民票
- 売買/賃貸借契約書の写し
- 改修経費の見積書の写し
- 改修予定箇所の現況写真
- 改修予定箇所の位置や改修内容の分かる書類

受理・審査

契約相手との親族関係の有無を確認するため、約2週間お時間いただきます。

交付決定

「交付決定通知書」が届きます。必ず、交付決定後に着工するようにしてください。

着工～工事完了

実績報告書の提出

提出書類

- 実績報告書★
- 領収書の写し
- 工事完了写真
- 入居者全員分の住民票

工事完了から30日以内または同年度3月末までの早い日までに実績報告書を提出してください。

受理・審査

入居者が申請後に転居または珠洲市へ転入した場合は住民票が必要です。

額の確定

「確定通知書」が届きます。

請求書の提出

提出書類

- 交付請求書★

★の書類は、所定の様式があります。様式は市役所まで取りに来ていただくか、こちらからダウンロードもできます。

口座振り込み

Q. 「珠洲市空き家バンク」とはなんですか？

A. 空き家の所有者等から申込みを受けて登録した物件情報をホームページ等で公開し、空き家の利用を希望する方へ紹介する仕組みです。物件の案内や契約は、地元宅建組合がサポートします。



空き家バンク登録物件はこちらからご覧いただけます。

Q. どこに書類を提出すればいいですか？

A. 市役所4階の企画財政課にて受け付けます。

Q. 事業用（事務所・店舗・宿泊施設）に使用したいのですが、対象になりますか？

A. 事業用の改修は対象外です。住宅兼店舗等の場合、住宅部分のみ対象となります。

Q. 空き家バンク登録物件を購入／賃借してしばらく経つのですが対象になりますか？

A. 売買又は賃貸借の契約日から3年以内であり、その他の要件を満たしていれば申請できます。

Q. クーラーは補助対象ですか？

A. 天井等への埋め込み型のは対象ですが、壁に設置する後付け型のは対象外です。

Q. 最終的な確 経費が当初の申請と異なる場合はどうすればいいですか？

A. 事前に市役所までご連絡の上、速やかに変更申請書を提出してください。

Q. この補助金は繰り返し使えるのですか？

A. 同じ人が同じ物件に対して補助金を受けられるのは1回限りです。

Q. 補助金の交付後、(貸主)宅建組合を仲介せず個人的に売買する場合や、(借主・買主)途中で転居する場合、どうなりますか？

A. それぞれ交付日から5年に満たない場合、補助金の返還を求めます。返還額は以下の通りです。

交付日から	返還金額
1年未満	交付額の100%
1年以上2年未満	交付額の80%
2年以上3年未満	交付額の60%
3年以上4年未満	交付額の40%
4年以上5年未満	交付額の20%

他にもあります！

U・Iターンの方が使えるサポート制度

空き家購入費補助金

空き家バンク登録物件を購入した方

購入経費の1/3、最大100万円

移住定住促進補助金

市内の賃貸住宅に入居するU・Iターン世帯

支払った家賃の1/2以内の額

若者定住促進支援事業

新規学卒者および40歳以下のU・Iターン者の方で卒業及び転入から1年以内に就業した方

市内共通商品券（3万円相当）市長との意見交換会